

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③精算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応 中学生給食費無償化事業	①物価高騰対策事業として、子育て世帯の教育費負担の軽減を目的に、中学生の給食費を無償化する。また、給食費無償化の支援を受けられない市外通学の中学生の保護者等には、給食費相当分として最大で5万円を支給する。 ②中学生の給食費 71,494.920円 市外通学者等への給付 8,650,000円 ③1,158人×61,740円(給食費) 市外通学者等:173人×50,000円(上限) ④一般会計給食費/市内の中学生の保護者/市内在住の市外通学の中学生の保護者等(いずれも教職員の給食費は除く)	R8.4	R9.3
2	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対応 南あわじ市と連携した地域周遊促進事業	①これまで南あわじ市と連携し、広域観光ブランディング事業を行ってきたが、物価高騰に伴う観光需要の低迷による影響を受ける関連観光事業者等のため、クーポン配布キャンペーンや広報宣伝強化等を実施し、観光需要喚起を図る。 ②「うずしお海道」プロジェクト推進協議会への負担金5,000千円 ③宿泊券・割引クーポン配布キャンペーン5,000千円 インフルエンサー招聘事業2,500千円 SNS運用委託事業2,500千円 ※南あわじ市も負担金5,000千円同額負担。 ④キャンペーン利用者、市内宿泊施設、市内飲食業者	R8.4	R9.3
3	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	物価高騰対応 省エネ家電買換え促進事業補助金	①物価高騰の影響を受ける家計のエネルギー費用負担を軽減するとともに、温室効果ガスの排出削減を図るため、省エネ性能の高い家電(エアコン・冷蔵庫)への買換え費用の一部を補助します。 ②経費内容 補助金 25,000千円 補助率1/2 1世帯上限5万円 補助額 市内本店:上限5万円 市外本店:上限3万円 ③50,000円×500世帯 ④省エネ性能の高い家電(エアコン・冷蔵庫)への買換を行う世帯	R8.6	R9.3
4	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	環境衛生事業者に対する物価高騰対策支援事業	①燃料費等の高騰により影響を受けている一般廃棄物の収集運搬の許可業者に対して支援金を給付し、環境衛生の安定的な事業継続を図る。 ②事業継続のための支援金 ③交付対象2,250千円(一般廃棄物処理業【塵芥】5社(24台*50千円)=1,200千円、【し尿】1社(5台*50千円)=250千円、【浄化槽汚泥】5社(16台*50千円)=800千円) ④一般廃棄物処理業(収集運搬)の市許可業者	R8.7	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	子ども食堂物価高騰対策お米配布事業	①食料品価格等の高騰による影響を受けている市内の子ども食堂に対し、お米の現物支給を行うことにより、事業継続への負担軽減を図る。 ②子ども食堂へのお米配布 ③10kg 1万円*5カ所= 5万円 30kg 2万円*5カ所=10万円 60kg 4万円*2カ所= 8万円 90kg 6万円*2カ所=12万円 計14カ所 ④徳島県子ども食堂一覧に掲載されている鳴門市内で実施している子ども食堂14カ所	R8.7	R9.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等電気料金等高騰対策支援事業	①電気代やガス代の高騰により負担が増している市内保育所・幼稚園・児童クラブを支援し、適切な空調管理等の維持を推進する。 ②令和3年度比の電気代・ガス代値上がり相当分 ③令和8年度事業費 保育所 2,000千円、認定こども園 1,000千円、幼稚園 200千円、児童クラブ100千円 合計 3,300千円 ④私立保育所10カ所、私立認定こども園5カ所、私立幼稚園1カ所、児童クラブ11カ所	R8.6	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応 運送事業者事業継続緊急支援事業	①原油価格の高騰等の影響を受けている運送事業者の事業継続を支援するため、市内事業者に対し緊急支援金を給付する。 ②1,529万円 ③一般貨物運送事業者1,025万円(1台あたり5万円・36事業者)／貨物軽運送事業者276万円(1台あたり3万円・72事業者)／タクシー事業者等228万円(タクシー・運転代行:1台あたり5万円・6事業者、介護タクシー:1台あたり3万円・13事業者) ④市内に本社または営業所を持つ 一般貨物運送事業者／貨物軽運送事業者／タクシー及び運転代行業者／介護タクシー事業者	R8.7	R9.3
8	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応 小規模企業者等事業継続緊急支援事業	①原油価格や原材料価格の高騰、供給不安の影響を受けている建設業や製造業、また市民生活に特に影響の大きい生活関連サービス業への支援として10万円の緊急支援金を給付する。 ②3,770万円 ③377事業者×10万円【建設業1,770万円(小規模:177事業者)／製造業1,950万円(小規模:195事業者)／普通公衆浴場10万円(1事業者)／クリーニング業40万円(4事業者)】 ④市内に本社または製造拠点を有する小規模企業者:建設業・製造業(大谷焼窯元を含む)／普通公衆浴場／クリーニング業	R8.7	R9.3
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業物価高騰緊急対策事業	①農業用資材等の高騰等に伴う市内農業者の経費増への緊急的な支援を行う。 ②・市内農業者への支援金の給付:36,750,000円 ・農協への事務委託費(申請の取りまとめ、支援金の分配)600,000円 ③・市内の認定農業者、認定新規就農者 435経営体×50,000円 それ以外の販売農家 500経営体×30,000円 農協への事務委託費 3農協×200,000円 ④市内の農業者(認定農業者・認定新規就農者、それ以外の販売農家)	R8.7	R8.9
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産業燃油価格高騰緊急対策事業	①原油価格の高騰等に伴う漁業者の経費増への緊急的な支援を行う。 ②・市内漁業者への支援金の給付:16,000,000円 ・漁協への事務委託費(申請の取りまとめ、支援金の分配):1,200,000円 ③・市内漁業者への支援金の給付:320経営体×50,000円 ・漁協への事務委託費:8漁協×150,000円 ④市内の漁業者	R8.7	R8.9